○環境省告示第四十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

南鳥島鳥獣保護区

二　区域

東京都小笠原村所在南鳥島の区域（南鳥島飛行場の滑走路、駐機場、同滑走路の北端を起点とし、同所から同滑走路の西側長辺の延長線を北東へ進み同延長線と海岸線（南鳥島平均海面時の海岸線をいう。以下同じ。）との交点に至り、同所から海岸線を南進し同滑走路東側長辺の延長線と海岸線との交点に至り、同所から同延長線を南西へ進み同滑走路の東端に至り、同所から同滑走路の北側短辺を北西へ進み起点に至る線に囲まれる区域及び同滑走路の西端を起点とし、同所から同滑走路西側長辺の延長線を南西へ進み同延長線と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東進し同滑走路東側長辺の延長線と海岸線との交点に至り、同所から同延長線を北東へ進み同滑走路の南端に至り、同所から同滑走路の南側短辺を北西へ進み起点に至る線と同滑走路に囲まれる区域を除く。）並びに海岸線から沖合四百メートル以内の海域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京都の南東約千九百五十キロメートル、小笠原諸島硫黄島の東方約千二百八十キロメートルに位置する南鳥島とその周辺海域である。

南鳥島は、周囲が約六キロメートルほどの海洋島であり、海底火山の頂部に付着したサンゴ礁によって形成され、全島が砂礫質で、平坦な地形である。また、周辺海域にもサンゴ礁が発達している。

植生は、グンバイヒルガオ、ハイシバ、モンパノキ等の海岸性の植物が大半を占め、林相は高木林はなく亜高木林と低木林からなる。

このような自然環境を反映して、南鳥島には環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のアカオネッタイチョウの繁殖及びコアホウドリの営巣が、またセグロアジサシ、クロアジサシの集団繁殖が確認されている。これら四種を含め、過去には、クロアシアホウドリ、カツオドリ等十一種の海鳥類の繁殖が報告されている。

このように、当該区域は、海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　当該区域は国の関係機関職員が滞在しているのみであるため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

ロ　鳥類を捕食する可能性のあるノネコやネズミ類の生息状況や侵略的外来種の侵入の有無、漂流、漂着ゴミの状況等について情報収集を行い、鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合において早期に適確な対応ができるよう努める。

ハ　国の関係機関、関係地方公共団体等と連携協力を図り、海鳥の生息・繁殖環境を適切に保持するための方策を検討する。

○環境省告示第四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十八日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

紀伊長島鳥獣保護区

二　区域

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区民有林一〇二〇イ林班から同エ林班まで及び同民有林一〇二〇イ林班から同エ林班に囲まれた区域、並びに三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区と同町海山区の境界線と海岸線（東京湾平均海面時の海岸線をいう。以下同じ。）との交点（玉津鼻）を起点とし、同所から海岸線を北進し江ノ浦大橋との交点に至り、同所から江ノ浦大橋を北進し江ノ浦湾口の北端との交点に至り、同所から海岸線を北進し赤羽川河口右岸の南端に至り、同所から同川右岸を北西に進み長島橋との交点に至り、同所から長島橋を同川左岸側に渡り同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み同川河口左岸の南端に至り、同所から海岸線を東進し荻原川河口の右岸側南端に至り、同所から同川の右岸を北進し片上池の南端に至り、同所から片上池の湖岸堤防を北進し片上川右岸に至り、同所から同川右岸を北進し紀北町道片上駅前線との交点に至り、同所から同線を南進し片上池の湖岸堤防との交点に至り、同所から同池の湖岸堤防を西進し荻原川左岸に至り、同所から同川の左岸を南進し同川河口の左岸側南端に至り、同所から海岸線を東進し三重県北牟婁郡紀北町と同県度会郡大紀町の境界線との交点に至り、同所から同所と平瀬島の中心点、耳穴島の東端、佐婆留島の中心点、黒島の中心点及び玉津鼻を順次直線で結んだ線（以下「海上線」という。）を進み起点（玉津鼻）に至る線により囲まれた区域並びに海上線の外側一キロメートルの海域一円

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

国指定紀伊長島鳥獣保護区は三重県南部の熊野灘に面した海面と沖合の島しょ並びにこれらに面した河川の河口や海跡湖から構成される。同鳥獣保護区の海岸線は沈降海岸特有の複雑な海岸線を呈しており、急斜面や断崖となっているところが多く、海岸の内側には海跡湖が見られる。沖合は多島海景観を呈しており、まとまった植生のある比較的面積の大きな島や、岩礁など大小様々な島々が見られる。島しょはいずれも無人島で、人為的な影響を受けにくく、自然度の高い植生が残されている。多くの島は周囲が海蝕崖に取り囲まれているが、一部には砂浜や礫浜があり、鈴島には海跡湖が存在する。大島、鈴島など比較的面積の大きな島にはスダジイ、クスノキ、タブノキ等の暖温帯性常緑広葉樹からなる照葉樹林が発達し、海岸付近にはトベラ、タイミンタチバナ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等の常緑広葉樹が見られる。また、砂浜や礫浜にはオオバグミ、ハマゴウ、ハマオモト、ヒメヤブラン、ハマウド、ツワブキ等が灌木林や草地を形成している。耳穴島など比較的面積の小さな島ではクロマツ、ウバメガシ、トベラ等の低木林が見られる。島を取り巻く海蝕崖の岩壁の亀裂や岩石の隙間にはススキ、ツワブキ等の草本やクロマツ、トベラ、ウバメガシ等の稚樹が見られる。また周辺海域は紀伊半島でも屈指の好漁場となっており、海鳥の餌となる魚類等が豊富である。

このような多様な自然環境を反映して、これまでに三十七科九十一種の鳥類の生息が確認されており、特に人為的な影響を受けにくい島しょ部では、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ、ハヤブサ、アマツバメ、クロサギ等が海蝕崖や周辺の岩場、低木林等を利用して繁殖している。

また、照葉樹林の樹上や林床を利用して準絶滅危惧のカラスバト、オオミズナギドリ等が繁殖している他、海岸付近の灌木林等では絶滅危惧ⅠB類のウチヤマセンニュウが、海岸付近の岩場では絶滅危惧ⅠB類のオヒキコウモリの生息が確認されている。

このように当該区域は、カンムリウミスズメやオオミズナギドリ等の鳥類等の繁殖地として重要な区域であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において繁殖する鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、カンムリウミスズメを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。

ロ　鳥獣保護区管理員による鳥獣の生息・繁殖状況のモニタリング調査や研究機関からの情報収集等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ハ　島しょ部における移入鳥獣の生息状況を把握し、必要に応じ関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して対策を講じる。

ニ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥獣の生息・繁殖への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力して入込者に対する普及啓発活動等に取り組む。